

A decorative border of yellow stars surrounds the text. The stars are arranged in a rectangular frame, with a slightly thicker line at the corners.

# 若草三丁目町内会会則

令和5年3月31日

若草三丁目町内会

## 目 次

	頁
1. 若草3丁目町内会会則	2
2. 若草3丁目町内会会則施行細則	9
2. 若草3丁目町内会自主防災会規約	12
4. 「見守り隊(若草三丁目)」会則	14
5. 若草3丁目町内会掲示板管理規程	15

# 若草3丁目町内会会則

(名称及び所在地)

第1条 本会は若草3丁目町内会（以下「本会」という）と称する。

町内会は事務所の所在地を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、明るく住みよい街づくりをめざし、環境の向上に努め、福祉の増進に協力しあい、豊かなコミュニティを作りあげていくことを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、町内全住民を会員として構成する。

2. 会員が、総会の議決等、本会の権利義務を行使する場合は、1戸につき1票の議決権を有するものとする。
3. 会員は班ごとに組織され会員を班員として、班ごとの区分けは施行細則に定める。

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的のため、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の親睦と連絡に関すること。
- (2) 会員の生活環境の充実及び改善に関すること。
- (3) 慶弔に関すること。
- (4) 関係公共機関および各種団体の取り組みで、住民参加が必要な活動への協力。
- (5) まちづくり協議会活動への積極的参加と、目的達成に必要な連絡と協議に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な活動。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

・会長	1	名
・副会長	1	名
・会計	1	名
・環境美化委員	1	名
・交通防犯委員	1	名
・スポーツ振興委員	1	名
・社会福祉委員	1	名
・青少年育成委員	1	名
・人権教育推進委員	1	名
・班長	各班	1 名

(役員を選出)

第6条 会長は、町内会会員（以下「会員」という）の中から選挙により選出する。

選挙及びその方法は施行細則に定める。

2. 会計監査は原則として、前年度の会長および会計とする。
3. 役員任期は1年とし再任を妨げない。ただし3年を限度とする。またやむを得ない事情での途中交代は当該班で話し合い、原則として次年度の輪番役員が担当するものとする。その場合の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとし、その部門における町内会の代表として事業の遂行にあたる。

(1)会長

- ・本会を代表し会務を統括する。
- ・志津南学区まちづくり協議会の理事の任に就く。
- ・若草・岡本西地区協働活動委員会の委員の任に就く。
- ・町内自主防災会の会長の任に就く。
- ・若草地区集会所管理委員の任に就く。

(2)副会長

- ・会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- ・町並み保存委員（町内委員）を兼務する。
- ・志津南学区まちづくり協議会のふれあい推進委員を兼務する。
- ・町内自主防災会の副会長の任に就く。
- ・志津南まちづくり協議会の代議員の任に就く。

(3)会計

- ・本会の会計事務を行う。
- ・町内自主防災会の総務の担当の任に就く。
- ・志津南まちづくり協議会の代議員の任に就く。

(4) 環境美化委員

- ・環境衛生全般に関すること。
- ・ゴミステーションの維持管理
- ・道路・公園の環境美化、ならびに公園の維持管理に関すること。
- ・志津南学区まちづくり協議会環境美化委員会の委員の任に就く。
- ・若草・岡本西地区環境美化委員会の委員の任に就く。

(5) 交通防犯委員

- ・交通安全・防犯に関すること。
- ・志津南学区まちづくり協議会交通防犯委員会の委員の任に就く。

(6) スポーツ振興委員

- ・教養娯楽とレクリエーションに関すること。
- ・会員の健康維持・増進に関すること。
- ・志津南学区まちづくり協議会スポーツ振興委員会の任に就く。

(7) 社会福祉委員

- ・社会福祉に関すること。
- ・敬老関係の行事、および共同募金や年末助け合い運動への協力。
- ・高齢者団体との連絡協議を行い、その活動に協力する。
- ・ボランティア団体への協力。
- ・志津南学区まちづくり協議会社会福祉協議会の委員の任に就く。

(8) 人権教育推進委員

- ・人権教育の浸透と活性化に関すること。
- ・人権教育に関する各種講演会への参加。
- ・町内学習懇談会の開催。
- ・人権問題の啓発活動。
- ・志津南学区まちづくり協議会人権教育推進委員会の委員の任に就く。

(9) 青少年育成委員

- ・青少年の健全育成を図るための各種活動。
- ・子供110番の運営管理。
- ・「ふれあいパトロール」の運営管理。
- ・志津南学区まちづくり協議会青少年育成委員会の委員の任に就く。

(10) ふれあい推進委員

- ・ふれあい推進委員はふれあい活動に関することを行うとともに、協議会のふれあい推進委員会の委員の任に就く。

(11) 町並み保存委員

- ・町並み保存委員は町並み保存に関することを行うとともに、協議会の若草地区町並み保存委員会の委員の任に就く。

(12) 班長

- ・班員を代表して班を統括し、班内の連絡協議を行う。
- ・町内自主防災会の班長の任に就く。
- ・町内の選挙管理委員会の任に就く。
- ・環境美化、交通防犯、体育振興、社会福祉、人権教育、青少年育成委員の補佐として任務に協力する。

#### (13)会計監査

- ・会計監査2名は前年度役員の中から選任する。
- ・本会会計の監査のみを行い、総会にて報告する。

#### (任務の引き継ぎ)

第8条 各役員は任務の継続性の確保及び円滑、確実な引き継ぎを行うために任期の終了に際し引き継ぎ文書を作成するものとする。また前年役員は新年度役員の見解に応じ必要なサポートをおこなうものとする。

#### (顧問)

第9条 本会は顧問を置くことができる。顧問の任命は役員会の議決で行い、任務は役員に準じる。

2. 顧問は会長の諮問役として、会長に意見を具申することができる。

#### (会議)

第10条 本会の会議は総会及び役員会とする。

- (1)総会は年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開催できる。
- (2)役員会は必要に応じて、会長がこれを招集する。

#### (総会)

第11条 総会は、町内会の最高議決機関として、次に掲げる事項を議決する。

- (1)活動計画、報告および運営に関すること。
  - (2)予算および決算に関すること。
  - (3)役員を選出に関すること。
  - (4)会則の改廃に関すること。
  - (5)その他町内会の運営についての重要な事項。
2. 定時総会は年1回開催し、臨時総会は必要に応じて会長が招集する。
  3. 総会は会員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する。
  4. 総会の議長は、出席した会員の互選により選出する。
  5. 総会の議事は、出席者の過半数で決する。可否が同数の場合は議長がこれを決する。
  6. 総会の議事録は、次の事項を記載し全戸に回覧する。
    - (1)日時および場所
    - (2)総会成立要件の状況

- (3)議長の氏名
- (4)議事経過の概要
- (5)議決の事項

(役員会)

第12条 役員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1)第4条に規定する活動の執行に関すること。
  - (2)総会に付議する事項に関すること。
  - (3)その他役員会に関すること。
2. 定例役員会は原則とし奇数月に開催する。  
臨時役員会は必要に応じて会長が招集する。
3. 役員会は、役員の3分の2以上の出席をもって成立する。
4. 役員会の議事は、出席者の過半数で決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(町並み保存委員会の選出)

第13条 若草地区町並み保存規則に定めるところの町並み保存委員を選出する。

- (1)町並み保存委員（町内委員）は、副会長がその任に就くものとする。
- (2)若草地区町並み保存委員会から推薦を受けた町並み保存委員（専任委員）の承認は、町内会役員会にて行うものとする。

(経費・会費)

第14条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入によってまかなう。

2. 本会の会費は、1戸あたりの会費とし、その額は以下に定める。但し、必要ある時は臨時会費を徴収することができる。
- ・ 1戸あたり会費
  - ・ 1戸建て：4,800円/年
  - ・ 徴収方法 毎年4月に一年分を一括徴収
  - ・ 4月の入居世帯を対象として徴収し、途中の転出・転入は精算・徴収しない。
3. 会費の構成要素は次の通りとする。
- (1)町内会活動費 3,100円/年
  - (2)まちづくり協議会会費 500円/年
  - (3)若草・岡本西地区協働活動委員会 300円/年
  - (4)若草地区集会所管理費 900円/年

(活動年度)

第15条 本会の活動年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

ただし、会計処理は毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(会則の改廃)

第16条 本会則は総会において、出席者の過半数の同意を得て改廃することができる。

(施行細則)

第17条 本会則の施行について必要な細則は役員会が定める。

付則 本会則は平成30年4月1日から施行する。

備考(発足)	昭和59年4月1日	若草町内会
	昭和62年2月26日	若草自治会
	平成10年4月1日	志津南学区自治連合会
	平成17年4月1日	志津南地区自治連合会
	平成24年4月1日	志津南地区まちづくり協議会
	平成26年4月1日	志津南学区まちづくり協議会
改正記録	平成15年3月16日	役員の役割の改正
		婦人部の廃止及び社会福祉広報部を社会福祉部と広報部に分離
	平成17年3月27日	自治連合会会則・各種団体の関係の整合性を整理、 会費の構成項目を明記、役員選出に当たっての留意事項を追加
	平成18年3月27日	若草地区町並み保存規則施行に伴う町並み保存委員に関する事項
	平成20年3月16日	広報部長の廃止と防災部長の新設
	平成24年3月17日	まちづくり協議会への移行に伴う変更
	平成25年4月21日	まちづくり協議会の改正に伴う変更
		第5条(役員)に1項追補、第6条(役員選出)に追補
		第7条(役員任務)に(10)(11)項追補
		第10条(総会)、第11条(役員会)に追補
	平成26年3月22日	志津南学区まちづくり協議会会則改正に伴う改正
		第7条(役員任務) 会長の役割に追補、及び地区を学区に変更
		第7条の2(任務引き継ぎ)を追加
		第12条の2を追加(代議員選出)
		第14条を改正(活動期間の明示と会計年度の変更)
		第1条に所在地を追補、備考(発足)を追記、事業を活動に変更
	平成28年3月21日	組織の名称、体制変更を現状に変更(各項は略)
		条項の番号も変更、以下の条は28年度の条項番号表示
		第3条(組織)に班組織を追記
		第5条(役員)の任期は第6条の3に記載ある為、削除
		第6条(役員選出)の「20歳以上」削除及び選挙の方法は施行細則に移
		第7条(役員任務)の(3)会計は以下の変更



役員会の議事録作成は施行細則の（役員会運営）に移行まちづくり協議会の代議員は削除、町内自主防災会の総務の任を新設

第7条（役員の任務）の（13）班長の補佐役を現行役員名に訂正

第12条（役員会）の議長は施行細則の（役員会運営）に移行

第14条（経費・会費）の会費を施行細則から移行し記載、及び会費変更、1戸あたり年額6,000円から5,100円に、その内訳は町内会費2,700円から2,400円に、若草・岡本西地区協働活動委員会は900円から300円に

第17条（施行細則）の「会費変更は総会で決定」の文面は削

平成29年3月20日 役員途中交代の原則を明記。志津南学区まちづくり協議会の代議員の任期を、活動年度と同じにする。環境美化委員と体育振興委員の役割に、若草・岡本西地区委員を加える

平成30年3月21日 代議員及び会費値下の変更

平成31年3月21日 第12条役員会開催、毎月→偶数月

令和4年3月 第14条（経費・会費）徴収方法年2回→年1回  
会費構成要素「町内会費」→「町内会活動費」  
まちづくり協議会会費1,000円→500円  
町内会活動費2,600円→3,100円

令和5年3月 第5条および第7条（6）を改訂：「体育振興委員」⇒「スポーツ振興委員」に名称変更。スポーツ祭り実行委員会の項目を削除。

## 若草3丁目町内会会則施行細則

### (目的)

第1条 本規則は、若草3丁目町内会会則の規定に基づき、本会の運営及び活動の執行について、会則の定めなき補足的条項を定めることを目的とする。

### (班編成)

第2条 班はAからGまでの7班編成とし、下記の通りとする。

A班(1番地・3番地・7番地)、B班(4番地)、C班(8番地)、D班(2番地・5番地)  
E班(9番地)、F班(6番地)、G(10番地)

### (役員を選出)

第3条 会長の選挙及び選出は下記の通りとする。

- (1) 選挙は、選挙管理委員会(以下「委員会」という)が実施する。委員会は班長で構成する。但し立候補者は除く。また委員長は委員の互選とする。
- (2) 選挙は12月末日までに実施するものとし、次の通りとする。
  - ①立候補者は、会員の10分の1以上の推薦人による推薦状および所信表明書を添付し、11月末日までに委員会に届け出る。
  - ②委員会は、投票の日時・場所および立候補者の氏名を記載した選挙通知文書に立候補者の所信表明書の写しを添えて、投票日の2週間前までに全戸配布する。
  - ③投票および開票には、委員会が会員の中から指名した2名の立会人を置く。
  - ④選挙権は会員1戸当たり1票とする。
  - ⑤開票は即日開票とし、最多得票数を得たものを当選者とする。
  - ⑥委員会は開票の結果を文書で全戸に通知する。
  - ⑦立候補者が1名の場合は、無投票当選とする。
- (3) 会長立候補者が無い場合は、役員会で会長候補者を推薦し、総会にて選出することが出来る
- (4) 会長立候補者が無く、推薦する会長候補者も無い場合の会長の選出方法、および他の役員を選出方法は、班単位の輪番制とし、輪番班の会員の互選により選定し総会にて選出する。

### (留意事項)

会則5条に掲げる役員を選出は、80歳以上の高齢者、災害時避難要介護者、単身者、心身の健康に支障のある方、要介護者と同居の方などは役員選出の辞退を申し出ることができる。

### (役員会運営)

第4条 役員会の議長は原則として会長、議事録は原則として会計がそれぞれ担当する。ただし、役員会で選出し運営しても良い。この場合、施行細則を変更する必要はない。

(ゴミステーションの運営)

#### 第5条

- (1)環境保全の為、ごみ当番を決め、当番が週ごとに運営する。
- (2)ゴミステーションは北側と南側の2か所で、その持ち場所は下記の通りとする。  
北側・・・A班・B班・C班・E班の北側  
南側・・・D班・E班の南側・F班・G班

(弔慰金)

第6条 本会会員が死亡した時は、親族の届け出により、下記の金額の弔慰金及び供花をおくる。

- ・弔慰金 10,000円
- ・供花 10,000円程度

(文書の保存)

第7条 町内会の重要文書及び資料は、保存期間を別途定める。

(財産備品の管理)

第8条 財産備品の管理(確認・整理・処分)は毎年5月に3役立会いの上行う。

#### 付則

- 本施行細則は平成11年4月1日から施行する。
- 本施行細則は平成25年4月1日から施行する。
- 本施行細則は平成26年4月1日から施行する。
- 本施行細則は平成27年4月1日から施行する。
- 本施行細則は平成28年4月1日から施行する。
- 本施行細則は平成30年4月1日から施行する。

#### 改正記録

- 平成15年3月16日 第5条を削除し第6条を繰り上げ
- 平成17年3月27日 自治連合会会則・各種団体の関係の整合性を整理、会費の構成項目を明記
- 平成18年3月27日 若草地区町並み保存規則施行に伴う関係事項
- 平成20年3月16日 各種団体役員就任関係を本則に整理記載
- 平成24年3月17日 まちづくり協議会への移行に伴う変更
- 平成24年11月17日 現行の規定を明確化するべく追記(第2条・会費)
- 平成25年1月19日 第3条・弔慰金の改正
- 平成26年3月22日 志津南学区まちづくり協議会移行に関連する改正
- 平成27年3月22日 志津南学区まちづくり協議会会費の見直しによる改正
- 平成28年3月21日 第2条(班編成)・第4条(役員会運営)・第5条(ゴミステーションの運営)

を新記

第3条（役員の選出）の方法を会則から移行記載

（会費）の記載は会則の（経費・会費）に移行して削除

平成30年3月21日 第7条（文書の保存）・第8条（財産備品の管理）の追加

## 若草3丁目町内会自主防災会規約

### (名称)

第1条 この会は若草3丁目町内会自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 本会は町内会の住民がお互いに助け合い、自主的な防災活動を行うことで地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

町内自主防災会と合同で事業を行うことができる。

- (1)防災計画の作成に関すること。
- (2)防災計画に関する知識の普及と啓発に関すること。
- (3)地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (4)防火・防災訓練に関すること。
- (5)地震等の発生時における情報の収集、伝達並びに出火防止、初期消火、救出、救護、給食、給水等  
応急対策に関すること。
- (6)防災資機材等に関すること。
- (7)他組織との連携に関すること。
- (8)その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

### (会員)

第4条 本会は若草3丁目町内会にある世帯をもって構成する。

### (役員)

第5条 本会は次の(1)～(5)に定める役員ならびに(6)に定める準役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 1名
- (3)総務 1名
- (4)班長 町内会班数
- (5)副班長 班長と同じ班に在籍の（会計を含む）全専門役員
- (6)準役員 見守り隊（別紙に定める「見守り隊」（町内防災ボランティア組織の名称）隊員

2. 会長には町内会会長、副会長には町内会副会長、総務には町内会会計、班長には町内会班長が就くものとする。

3. 役員の内任期間は町内会役員の内任期間に連動する。ただし、再任することができる。

4. 準役員の内任期間は町内会役員会の内任期間には連動しない。

(役員 の 責務)

- 第 6 条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、職務を行う。
  3. 総務は、防災活動を円滑に行うための会計および庶務を行う。
  4. 班長は、地震等の発生時における避難誘導を行う。
  5. 副班長（専門役員）は班長の補佐を行う。
  6. 準役員は災害発生時および災害が発生する恐れがあるときに役員を補佐する。
  7. 役員と準役員は災害発生時等および自主防災訓練時には相互に協力し、事態に対応する。それ以外の平時における準役員の活動に役員は関与しない。

(会議)

第 7 条 本会に総会を置く。

(

(総会)

- 第 8 条 総会は、町内会の総会構成員をもって構成する。
2. 総会は、毎年定期に開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。  
尚、総会は、町内会総会をもってそれを変えることが出来る。
  3. 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
  4. 総会は次の事項を審議する。
    - (1) 規約の改正に関する事。
    - (2) 事業計画に関する事。
    - (3) 防災計画の作成及び改正に関する事。
    - (4) その他、総会が特に必要と認めた事。

(経費)

第 9 条 本会の運営に必要な経費は、町内会の予算に定める。

(規約の改廃)

第 10 条 本規約は総会に於いて、出席者の過半数の同意を得て改廃することができる。

付則

この規約は、20 年 4 月 1 日から施行する。

改正記録

平成 24 年 3 月 17 日	まちづくり協議会発足に伴う改正
平成 25 年 4 月 21 日	組織図の名称に追補
平成 28 年 3 月 21 日	総務の任務を定める。又、組織図は規約に載せない。
令和 5 年 2 月 18 日	第 5 条および 6 条の条文を追加改正し、専門役員の任務ならびに準役員の規定を追加した。また、見守り隊の規定を追加した。

## 「見守り隊(若草三丁目)」会則

(名称)

第1条 「見守り隊(若草三丁目)」、通称「見守り隊」、以下「本隊」と称する。

(目的)

第2条 主に若草三丁目町内会自主防災会(以下、自主防災会)に協力して災害対応および災害防止に関する活動を行うとともに隊員相互の親睦を育む。また、町内の緊急時に臨機応変に対応する。

(本隊の位置づけ)

第3条 本隊は、目的遂行のために集まった若草三丁目在住の有志による団体である。

(活動)

第4条 若草三丁目における災害時および緊急時の対応活動と以下の定期活動を行う。

(1)年数回とし、防災活動等に関する訓練および情報交換を行う。

(2)内2回は、年度初めと防災訓練時の自主防災会との活動交流とする。

(役員)

第5条 役員は隊長と副隊長各1名とする。

副隊長は隊長の補佐ならびに隊長不在時に代行を行う。

付則

本規約は令和4年12月10日から施行する。

## 若草3丁目町内会掲示板管理規程

### (目的)

第1条 本規程は、若草3丁目町内に設置された掲示板の管理及び使用方法を定めるものとする。

### (維持管理)

第2条 設置されている掲示板の維持管理は、町内会長の責任において行うものとする。

### (使用手続き及び許可)

第2条 使用の手続き及び許可は次のとおりとする。

- (1) 各町内会の掲示板使用にあたっては、町内会長の許可を受け掲示するものとする。  
町内会長が不在の時は代わりに町内会副会長の許可を受けるものとする。
- (2) 使用者は申請時に、掲示物（掲示内容記載済みに限る）を提示し、前項の承認者の許可印を受け  
るものとする。

### (使用許可の制限)

第3条 管理者は次の事項に該当する場合は、使用許可しない。

- (1) 政治、宗教等に関するもの。
- (2) 管理者が適当でないと認めたとき。

### (使用者の責務)

第4条 使用者は掲示板を使用するにあたり、以下の事項を遵守する責務を有する。

- (1) 申請時に掲示期間を明示すること。
- (2) 掲示期間経過後は、使用者の責任において掲示物を速やかに取り除くものとする。

### (規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、町内会役員会の過半数の議決で行うことができる。

### 付則

本規定は平成11年4月1日から施行する。

本規程は平成25年4月1日から施行する。

### 改正記録

平成24年3月17日 まちづくり協議会への移行に伴う変更。

平成25年3月16日 第3条(使用手続き及び許可)、第6条(規程の改廃)の改正。